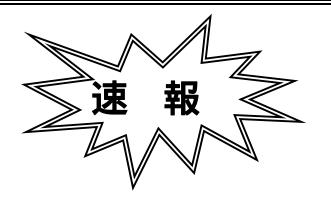
## 看護闘争ニュース

NO.112

2007年 7月 5日





## 「医師・看護師ふやせ」

## 国会請願採択!



<採択された増員署名>

確保法・基本指針の実効ある改正を求める要求

- 安全でゆきとどいた看響を実現し、動き続けられる理場をつくるために…

2006年10月

7月5日の国会閉幕日、私たちが取り組んだ看護師等の増員署名が、 参議院本会議で全会一致で採択されました。請願事項は

- (1)医師・看護師など医療従事者を大幅に増やしてください
- (2)看護職員の配置基準を、「夜間は患者 10人に対して1人以上、 日勤時は患者4人に対して1人以上」とするなど、抜本的に改善し てください
- (3) 夜勤日数を月8日以内に規制するなど、「看護職員確保法」等 を改正してください、の3項目です。

今後、この国会決議を最大限に活かしながら、政府厚労省に確実に実行させることを迫ります。

- もともとやることになっている「確保法見直しの検討会」を早期に立ち上げ検討を開始させること
- 2. 日本医労連は、「確保法・基本指針の実効ある改正を求める要求」を提案し、政策を対峙させていますが、これを検討会の俎上に載せること。そのための検討会への徹底した働きかけを行うこと
- 3. 政府の動きを世論で包囲するため、新たな署名を早期に取り組むこと

日本医労連は「確保法・基本指針の実効ある改正を求める要求」で、 「月8日以内夜勤など、看護職員の労働条件の根幹である『夜勤 等に関する最低規制』を法律本体に盛り込み、強制力を持たせて、 実効性を担保。そのために、夜勤は3交替を基本に、1人月8日(64 時間)以内、勤務間隔を12時間以上、夜勤後の時間外労働の禁止、 夜勤交替制勤務者の労働は週32時間以内にすること

基本指針については、看護職員需給見通しと統合し、「看護職員確保計画」に改めて、国自治体が年次計画を立てて改善する

法律の目的に「離職防止し、働き続けられる労働を保障する」の 視点を明確化する、を主張しています。